

大学野球の用具ならびにマナーに関する規則

公益財団法人 全日本大学野球連盟

第1条 用具ならびに服装の規定

1. バットに関する規定

(1) 素 材

①公認野球規則[3.02 バット]によるものとする。ただし、全日本野球協会アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会との合意に基づくバットでなければならない。

※全日本野球協会アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会の合意に基づくバットとは、所定の位置に「BFJ ロゴマーク」が押印されているものである（図1、2）。

※全日本バット工業会により公示されるブランドの一覧表は全日本大学野球連盟ウェブサイトに掲載。

②前項①のただし書きにもかかわらず、日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットについては使用を認める。

※日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットとは、所定の位置に「NPB ロゴマーク」が押印または認証シールが貼付されているものである。

③木片の接合バット、竹の接合バット及び圧縮バットの使用は認めない。

図1 BFJマーク

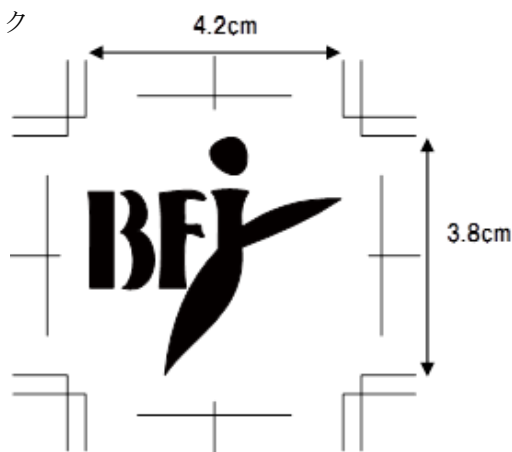
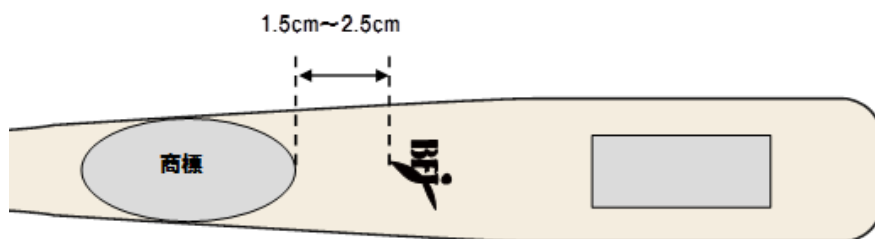


図2 BFJマーク印字位置



バットに関する規定について（平成 26 年 3 月 4 日通達）

- ※1 平成 26 年度は、全日本バット工業会から公示されているブランドであれば、BFJ および NPB マークが押印されていなくても使用を認める。ただし、来年度以降は本規則を完全実施するので、新たに購入する場合は、必ず規則通りのバットを購入すること。
なお、平成 26 年 6 月・11 月に開催される第 63 回全日本大学野球選手権大会および第 45 回明治神宮野球大会においては、本規則を適用するため、BFJ および NPB マークが押印されていないバットについては使用を認めないので注意すること。
- ※2 当初の予定通り、全日本大学野球選手権大会および明治神宮野球大会に出場することができない 2 部以下の下部リーグの試合においては、平成 26 年度以降も BFJ および NPB マークが押印されていないバットや、木片の接合バット、竹の接合バットの使用を認める。ただし、下部リーグの試合でも、全日本バット工業会公示ブランドでなければならない。また、下部リーグの試合でも圧縮バットの使用は認めない。

(2) 形 状 ・ 規 格

公認野球規則[3.02a、b、c]のとおり。

(3) 色

素材の色（自然色）、黒色、ダークブラウン、赤褐色および淡黄色系とする。ただし、木目を目視できるもので、稚拙な塗装技術を用いてないものとする（例えばボールに塗料が付着するなど）。

なお、メイプルに限っては、その特性を考慮し、“ポッキー”を認める。つまり、打球部で木目が目視できなくても、グリップ部分（端から 18 インチ）で木目が確認できればよいこととする。

(4) グ リ ッ プ

①バットの握りの部分（端から 18 インチ以内）には、テープ（色は黒系、茶系、白系の単色とする）を巻いて握りやすくすることは許される。ただし、テープを厚く巻いた、いわゆる“こぶ”バットならびに凹凸タイプのテープを付着することはできない。

②バットの握りの部分（端から 18 インチ以内）を樹脂等で補強したバットを使用することができる。

(5) 商 標

①バットの先端部分には、バットモデルとバットの品名・品番・材種のみ表示することができる。マーク類は表示できない。大きさは、バットの長さに沿って縦 5 センチ、横 9.5 センチ以下とする。文字の大きさは縦、横とも 2 センチ以下とする。

②握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示する。大きさはバットの長さに沿って縦 6.5 センチ以下、横 12.5 センチ以下とする。

③これらの商標は、すべてのバットの同一面に表示する。

(6) リ ン グ

バット本体にリングを表示するときは、バットの握り部分（端から 45.7 センチ）に 1 リングに限り認められるものとし、その幅は 2.5 センチ以下とする。リングに文字図表等の表示

をすることはできない。リングの色は黒、白、赤、ブルー、ネイビー、黄、オレンジ、シルバー、ゴールドのいずれかとする。

(7) チーム名等

バットのグリップエンド以外にチーム名および個人名は表示できない。

2. ボールに関する規定

(1) 規 格

周囲 22.9 センチ～23.5 センチ、重量 141.7 グラム～148.8 グラムとする。

3. グラブ、ミットに関する規定

(1) 規 格

公認野球規則[3.04 ～ 3.06]のとおり

(2) 商 標

布片または刺繍または野球規則委員会の承認を受けた樹脂製の成型物によるものとする。

〈表示箇所〉背帯あるいは背帯に近い部分または親指のつけ根の部分のうち 1 ヶ所に限定

〈大 き さ〉・縦 4 センチ以下、横 7 センチ以下

・マーク類を布片、刺繍または樹脂製の成型物、あるいはスタンプによって表示する場合（エナメルの表示は不可）、親指のつけ根に近い箇所に限定し、その大きさは、縦 3.5 センチ、横 3.5 センチ以下でなければならない。

・品名、品番、マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、黒色または焼印の自然色でなければならない。

(3) 投 手 用 グ ラ ブ

・縁取り、しめ紐、縫い糸を除く、グラブ本体（捕球面、背面、ウェブ）は一色でなければならない。しかもその色は、白色、灰色以外のものでなければならない（公認野球規則[3.07 a] 【注】）。

・投手は、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない（公認野球規則[3.07 b]）。

①個人名：個人名刺繍をグラブに入れる場合、その色はグラブ本体の色と同色とし、親指のつけ根部分 1 ヶ所に限定する。大きさは最長でもグラブの親指部分の半分を超えてはならない。

②マーク類：布片または刺繍によるものとする。

〈表示箇所〉背帯あるいは背帯に近い部分、また親指のつけ根部分のうちいずれか 1 ヶ所

〈大 き さ〉・縦 3.5 センチ、横 3.5 センチ以下

・投手用グラブにマーク類を布片または刺繍によって表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白色または灰色以外の色でなければならない。

③しめ紐・縫い糸：白色、灰色、シルバー以外とする。ただし、光沢のある色および目立つ色は認められない。

④ウェブ：投手用グラブのウェブには、同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻

印) または切り抜きを認める。ただし、その大きさは、縦 3.5 センチ、横 3.5 センチ以内とする。

⑤はみ出し : はみ出し部分の色彩は、グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは皮の自然色とする。

(4) 野手用グラブ

野手は PANTONE® の色基準 14 番よりうすい色のグラブを使用することはできない。

4. その他の用具に関する規定

(1) 手袋、リストバンド

①商標の表示箇所は 1 ヶ所 (手袋は手の甲側) に限定、大きさは 14 平方センチ以下とする。

②リストバンドの長さは、15 センチ以下で色は単色とする。

③リストバンドを両腕につける場合は左右同色とする。

(2) サポーター、フィンガープロテクター

①サポーター、フィンガープロテクターの表面には、商標、選手名等一切の表示を認めない。

②色はアンダーシャツと同色 (単色) もしくは黒色、白色一色とする。

(3) アームスリーブ

①アームスリーブの表面には、商標、選手名等一切の表示を認めない。

②色はアンダーシャツと同色 (単色) とする。

(4) リストガード

①リストガードの表面には、商標、選手名等一切の表示を認めない。

②色はアンダーシャツと同色 (単色) もしくは黒色一色とする。

(5) ユニフォーム

(※帽子、ストッキング並びにダッグアウトに持ち込むグラウンドコートやバッグ等を含む)

①ユニフォームの表面にいかなる商標、マークもつけてはならない。

②ユニフォームには、校名、校章、県名または地名を表記することができる (校名、校章に準じるものも可)。また、背番号の上に苗字を入れることもできる。ただし、書体はローマ字で、同姓同名の場合は頭文字を一文字入れて苗字を綴ること。なお、苗字を入れた場合は、チーム名で同一の仕様に揃えなければならない。

③ユニフォームは正しく着用する。ユニフォームパンツは裾を上げて、ストッキングが必ず見えるように着用すること。また、ユニフォームパンツは裾巾の広いストレートタイプの着用は認めない。

④グラウンドコート、帽子、アンダーシャツ、ストッキング、アンダーソックスはそれぞれ外部から見える表面にいかなる商標、マークもつけてはならない。なお、ハイネックのアンダーシャツの襟首部分へ学校名なども一切表記することはできない。

⑤グラウンドコートは、同一デザイン、同一色とし、厚手および薄手のものの 2 種類まで認める。なお、フード付きコートや丈の長いコート (いわゆるベンチコート) の着用は認めない。

(6) スパイクシューズ

- ①原則同一メーカー、同一デザイン、同一色とするが、メーカーが異なっても同一色であれば使用を認める。
- ②スパイクには校名、校章などを表記することができるが、個人名などを表示することはできない。ただし、ペロ上の部分に限り、個人名や番号を表示することができる。

(7) エルボーガード

商標表示箇所は1ヶ所に限定、大きさは14平方センチ以下とし、色は単色とする。

(8) レッグガード

商標表示箇所は1ヶ所に限定、大きさは14平方センチ以下とし、色は単色とする。

(9) 帽子・ヘルメット

大学名、大学名の頭文字、大学の校章のうち1種類のみを表記することができる。ただし、ヘルメットに背番号を表記する場合は、後方部分のみに限定する。
ヘルメットは両耳フラップヘルメット（SGマーク付）のものしか使用できない。

(10) 捕手用具一式

捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）をつけてはならない。
捕手用ヘルメット、マスクはSGマーク付のものしか使用することができない。

(11) マウスガード（マウスピース）

白または透明なものに限り、使用を認める。

(12) アイブラック（アイパッチ）

アイブラック（アイパッチ）の使用を認めない。また、それに準ずるものを目の下に塗ることも認めない。

(13) ネックウォーマー

ネックウォーマーの着用を認めない。

(14) ネックレス、ブレスレット等（チタン製品、磁気製品、宝飾品等を含む）

ユニフォームの外から見えるところに着用することはできない。

(15) 手甲ガード

- ①手甲ガードの表面には、商標、選手名等一切の表示を認めない。
- ②色はアンダーシャツと同色（単色）もしくは黒色一色とする。

(16) 守備用手袋

商標表示箇所は1ヶ所（手の甲側）に限定、大きさは14平方センチ以下とする。

(17) 走塁ガード手袋

- ①商標表示箇所は1ヶ所に限定、大きさは14平方センチ以下とし、色は本体、バンド、硬質部の色はそれぞれ単色で、黒・赤・青・紺のいずれかとする。また、全体で3色以内とする。
- ②本体の大きさは、縦30センチ・横13センチ以下、両面指先部の硬質部の大きさは縦12センチ・横10センチ以下、両面の手首を保護する硬質部の大きさは手首から指先まで縦

18センチ・横5センチ以下とする。

5. 審判用具に関する規定

(※マスク、帽子、ボール入れ、審判用ユニフォーム、プロテクター、シューズ等)

- (1) 大会で委嘱した審判員はその被服、マスク、プロテクター、ボールケースなど外から見える部分にはいかなる商標をつけてはならない。
- (2) マスクはSGマーク付のものしか使用することができない。

第2条 マナーアップに関する取り決め事項

1. 禁止事項

- (1) サイン盗み行為の禁止
走者から打者へのサインの伝達の禁止。紛らわしい動作も禁止する。
- (2) 暴言、汚い野次の禁止
相手チームや審判員などへの暴言や中傷的な野次を禁止する。
- (3) 投手交代、本塁打時の出迎え禁止
投手交代や本塁打時にベンチから出での迎え入れを禁止する。
- (4) ユニフォーム着用時の喫煙禁止
ユニフォーム着用時の喫煙を禁止する。
- (5) 審判服着用時の喫煙禁止
審判服着用時の喫煙を禁止する。

2. スピードアップに関する規定

- (1) スピードアップ
下記、「社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則」を適用する。

社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則

公益財団法人日本野球連盟並びに公益財団法人全日本大学野球連盟は、試合のスピードアップを図るため、以下のとおり共通の特別規則を制定することに合意する。

1. イニング間の時間は2分10秒以内とし、その計時は次のときに始まり、球審がプレイを宣告したときに終わる。
 - (1) 1回の表は、先発投手が球審からボールを受け取ったとき。
 - (2) 攻守交代の場合は、第3アウトが成立したとき。
 - (3) イニングの途中で投手が交代する場合は、守備側の監督が球審に交代を通告したとき。
2. 投手の「準備投球」は公認野球規則 5.07 (b) に準ずる。ただし、上記1の計時が開始されてから1分40秒が経過したら、1球だけ投球することができる。また、試合に出場している投手のベンチ横及びブルペン（室内を含む）でのキャッチボールを禁止する。
3. 投手は、捕手、その他の内野手または審判員からボールを受けた後、走者がいない場合には12秒以内に、走者がいる場合は20秒以内に投球しなければならない。
違反した場合、球審は走者が塁にいない場合はただちにボールを宣告し、走者がいる場合は警告を発することとし、同一の投手が2度繰り返したら、3度目からはその都度ボールを宣告する。

なお、塁に牽制球を送球したときは、20秒の計時をリセットする。

4. 監督またはコーチが投手のもとへ行くことに関して、規則 5.10l を適用する。
5. 監督またはコーチが1試合（9イニングス）に投手のもとへ行ける回数を3回までとする。
この場合、投手を交代させた場合は回数には数えない。
3回投手のもとへ行った後、4回目以降に行けば、そのときの投手は自動的に試合から退かなければならない。
スピードアップの観点から、監督またはコーチが捕手を呼びよせる行為も同様とする。
なお、延長回に入った場合には、それ以前の回数に関係なく、3イニングスにつき1回とする。
6. イニングの途中で投手を交代させる際に監督またはコーチが投手のもとへ行き、新しい投手が準備投球を始めた後もそのまま留まっていた場合には1回に数える。
また、イニングの初めから投手を交代させる場合においても、監督またはコーチがマウンドへ行った場合1回に数える。
7. 監督またはコーチが4回目に投手のもとへ行くとき、または1イニングに2回目に投手のもとへ行くときは、監督は投手のもとへ行く前に球審に投手の交代を告げなければならない。
8. ダブルスイッチ（投手交代と同時に野手も交代させて、打撃順を入れ替える）の場合、監督はファウルラインを超える前に、複数の交代と入れ替える打撃順を球審に通告しなければならない。監督またはコーチがファウルラインを超えてしまえば、その後にダブルスイッチすることはできない。（5.10b【原注】）
9. 監督またはコーチが投手のもとに行った場合、監督またはコーチがファウルラインを越えてから30秒以内に打ち合わせを終了する。
ただし、イニングの途中で投手が交代するときに投手のもとへ行った場合は、上記「1」の（3）が適用される。
10. 内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行ける回数を、1イニングにつき1回1人だけとする。
監督またはコーチが投手のもとに行ったとき、内野手（捕手を含む）も投手のもとへ行くことが許され、そしてそれは内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行った回数に数えない。
なお、投手が交代したとき、上記「2」の最後の準備投球の後に内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行けば、内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行った回数に数える。
11. 1試合につき攻撃側の話し合いを3回まで認める。攻撃側の話し合いは、監督が打者、走者、打者席に向かう次打者またはコーチと話し合うためにタイムをとって試合が遅れる場合にカウントされる。
なお、延長回に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、3イニングスにつき1回の話し合いが認められる。

ただし、攻撃側の責めに帰せないタイム中（例えば、守備側が投手のもとに集まっているとき、選手が負傷したとき、選手の交代のときなど）に話し合いを持っても、さらに試合を遅延させない限り、回数には数えない。

付 則 この規則は、平成27年2月3日より施行する。

付 則 この規則は、平成31年2月15日より一部を改正する。

付 則 この規則は、令和元年6月9日より一部を改正する。

付 則 この規則は、令和6年1月1日より一部を改正する。

第3条 その他の注意事項

1. 安全対策注意事項

(1) ベースコーチの両耳フラップヘルメット着用義務

学生がベースコーチを務める場合は、必ず両耳フラップヘルメットを着用すること。
指導者がベースコーチを務める場合も、両耳フラップヘルメットを着用することが望ましい。

ベースコーチのヘルメット着用に関して（平成 21 年 2 月 19 日通達）

当連盟では監督会並びに審判部会にて、ベースコーチのヘルメット着用に関して、今シーズンより『ベースコーチを学生がおこなう場合は両耳フラップヘルメットの着用を義務付ける』ことになりましたので、加盟校に徹底するようお願い致します。また指導者がベースコーチとなる場合も両耳フラップヘルメットを着用することが望ましいということに致しましたので、よろしくお願い致します。

(2) 打撃練習時のヘッドギア着用義務

打撃練習時に打撃投手を務める場合は、必ずヘッドギアを着用すること。

ヘッドギア奨励の件（平成 20 年 1 月 24 日通達）

平成 20 年 1 月 22 日・23 日に開催された全日本大学野球連盟監督会において、安全対策として、打撃練習の際、打撃投手のヘッドギア着用を奨励することと決定しましたので、貴連盟加盟校野球部に周知徹底方よろしくお願い致します。

(3) 捕手が投球を受けるときは、捕手の防護用ヘルメットおよびフェイスマスクを着用すること（3.08d）。

平成 23(2011)年 7月 1日 制定
平成 23(2011)年 12月 19日 改正
平成 24(2012)年 3月 8日 改正
平成 25(2013)年 2月 13日 改正
平成 26(2014)年 2月 4日 全面改正

(「大学野球の用具ならびにマナーに関する規則」に名称変更)

平成 26(2014)年 3月 4日 改正
平成 27(2015)年 2月 3日 改正
平成 28(2016)年 2月 23日 改正
平成 29(2017)年 2月 7日 改正
平成 31(2019)年 2月 15日 改正
令和元(2019)年 6月 9日 改正
令和 2(2020)年 2月 28日 改正
令和 3(2021)年 2月 24日 改正
令和 4(2022)年 2月 10日 改正
令和 5(2023)年 2月 8日 改正
令和 6(2024)年 1月 23日 改正

以上